

# 望ましい営農型太陽光の明確化

---

令和8年3月

農林水産省

大臣官房  
環境バイオマス政策課

## 営農型太陽光発電とは

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業者の所得向上等が期待できる取組。



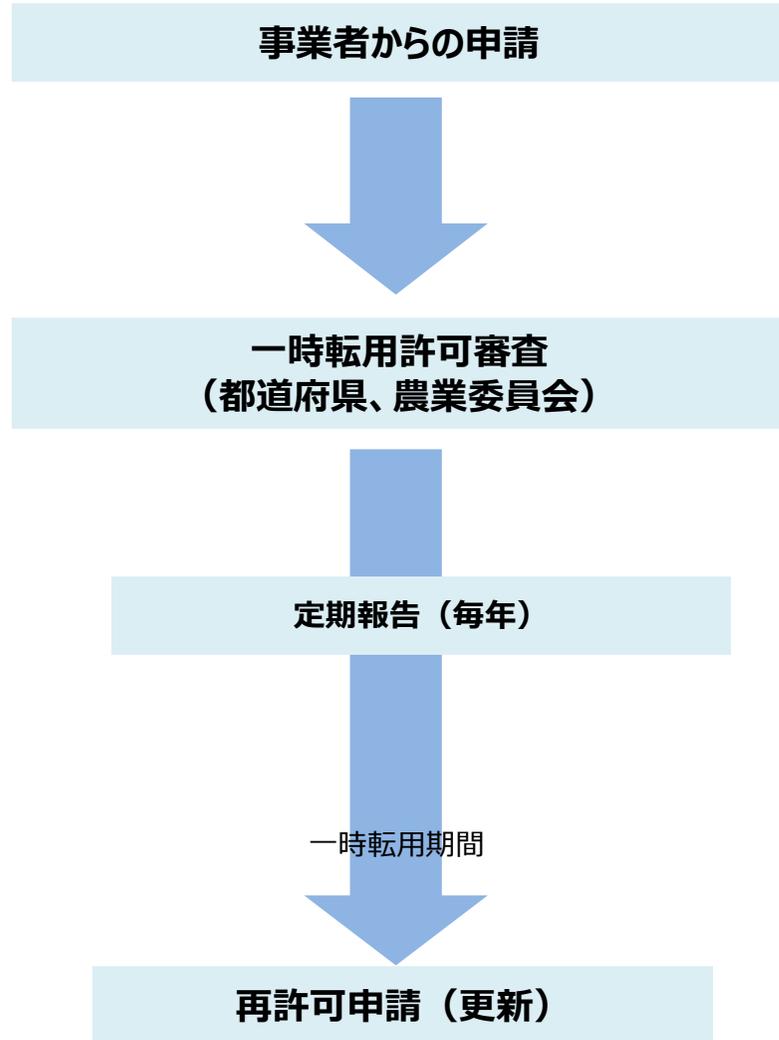
露地の畑の上部にパネルを設置



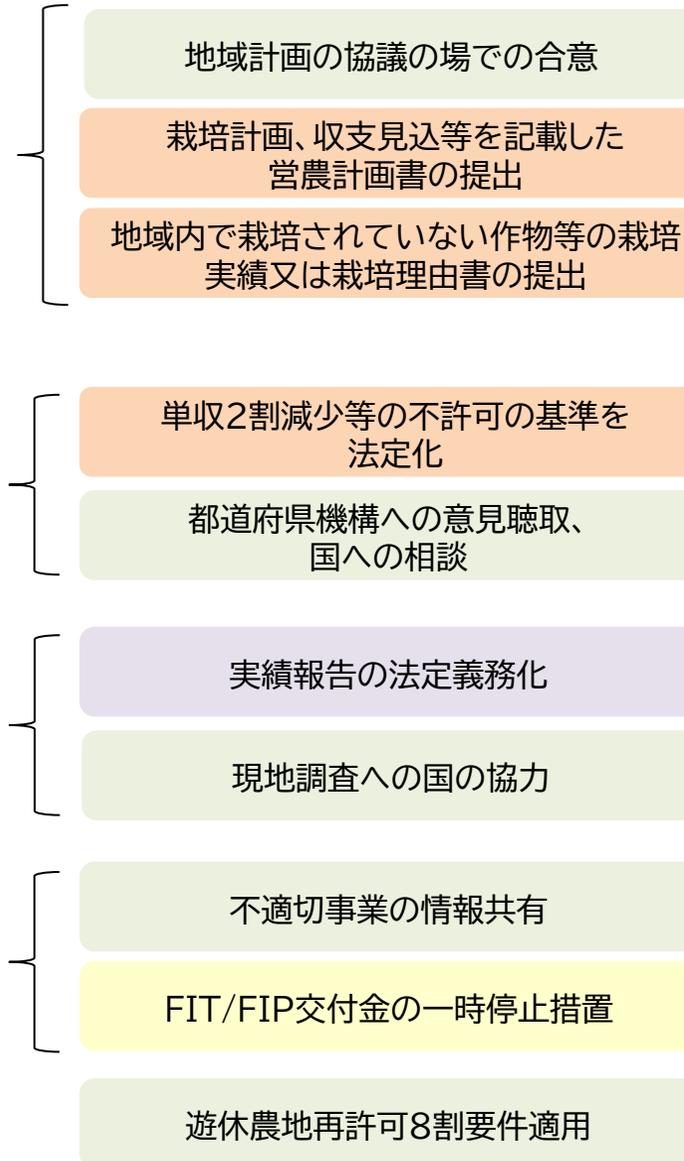
パネル下でのトラクターによる  
耕運作業の様子

# 営農型太陽光発電に関するこれまでの主な規律強化

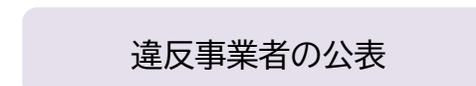
## 【営農型太陽光発電に関する手続きフロー】



## 【規律強化の内容】



## 凡例



# (参考) 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応①

- 有識者、自治体関係者、発電事業者等との議論などを踏まえ、①従来、局長通知で定められていた許可基準・提出資料に係る規定を法令（農地法施行規則）に明記、②制度の目的・趣旨や考え方を記載したガイドライン（農村振興局長通知）を作成し、令和6年4月1日に施行。

## 農地法施行規則

### 1. 一時転用に関する許可基準の明記

次に掲げる事由に該当する場合は許可できない。

- ① 単収が2割以上減少
- ② 遊休農地を利用する場合において営農が行われないこと
- ③ 品質が著しく劣化
- ④ 毎年度の実績報告や収支報告が適切に行われず営農の状況が確認できないこと
- ⑤ 設備の角度や間隔からみて日照に影響
- ⑥ 支柱の高さ、間隔等からみて農業用機械の利用に支障（最低地上高2m以上が確保されない）
- ⑦ 連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがないこと
- ⑧ 原状回復命令等を命じられていること

### 2. 営農が適切に行われることを示す資料の提出の明記

営農型太陽光発電を目的とする場合は、以下の書類を添付。

- ① 設備に係る設計図
- ② 栽培計画、収支見込み等を記載した営農計画
- ③ 生産量に係るデータ、知見を有する者の意見等下部農地への影響の見込み及びその根拠となる書類  
（地域で栽培されていない農作物や生産に時間がかかる農作物については、自らの栽培実績又は栽培理由書）
- ④ 設備設置者が撤去費を負担することについて合意した書面
- ⑤ 毎年度、栽培実績及び収支報告を提出する旨誓約する書面

## 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン

法令に規定する収量8割要件等の考え方の詳細その他具体的な運用を記載

- ① 地域計画区域内においては、農地の集積等に支障がないものとして、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施すること。
- ② 遊休農地を利用する場合、再許可時には収量8割要件を適用すること。
- ③ 支柱部分と下部農地面積の合計が一定規模を超える場合は、都道府県機構への意見聴取や国への相談を行うこと。
- ④ 変電設備等については、原則農地以外から選定すること。やむを得ず一時転用して設置する場合は、規模及び位置が適正であること。
- ⑤ 毎年度の収支報告から、計画に沿った農業経営が行われているか確認するとともに、地域の持続的な農業生産への寄与について検討すること。
- ⑥ 営農に支障が生じているものや大規模なものについては、農地転用許可権者が国と協力して、毎年度、現地調査を実施すること。
- ⑦ 営農が適切に行われない不適切事業に対し、勧告や処分・命令を行った場合は、その情報を農水省及びFIT制度担当部局へ連絡、農水省は当該情報をデータベース化して地方公共団体と共有すること。

# (参考) 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応②

農地法の改正（R6年6月成立 R7年4月施行）により、

- **不適切な転用を防止**するため、農地転用の許可を受ける者が**定期報告を行う仕組みを構築**。
- 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、**期限までに措置を講じない等の場合に、氏名等を公表する仕組みを創設**。

## 農地転用許可手続き（第4条第7項）

### 従来

**転用許可は条件を付けてすることができる。**

事務処理要領において次の条件を付けるよう運用

- ① 事業計画に従って事業の用に供すること
- ② 工事が完了するまでの間、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに進捗状況、完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること
- ③ 一時的な利用の場合は、工事完了の日までに農地に復元すること

※課題

- ・ 農地法第51条の違反転用（許可条件違反）に係る処分を行った場合は訴訟リスクもあるところ、条件を付けることが義務化されておらず、また、付ける条件の内容が法令上明記されていないことから当該処分を講じにくい。

### 改正後

**転用許可は、転用行為が完了するまでの間、実施状況について報告することその他の必要な条件を付けてしなければならない。**

※指導や違反転用に係る処分がしやすくなる

## 違反転用に対する措置（第51条第3項）

違反転用の発見



是正指導



指導に従わない場合

書面による勧告



勧告に従わない場合

許可の取消、  
原状回復命令等



命令に従わない場合

違反情報の公表

【公表の内容】

- ・ 命令に従わなかった旨
- ・ 土地の地番
- ・ 氏名 等

※公表の効果

- ・ 違反者が命令を履行
- ・ 違反転用地の第三者への権利移動の防止  
(本規定が存在することによる違反転用そのものの抑止)

行政代執行

## (参考) FIT/FIP交付金の一時停止措置

- 令和6年4月に施行された改正再エネ特措法では、関係法令の違反事業者に対し、早期の違反解消を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置を新設。
- これを受けて農林水産省は、下部農地での営農が適切に継続されていない等違反転用状態にある営農型太陽光発電事業等の情報を資源エネルギー庁に提供。
- 資源エネルギー庁はその情報を基に、令和6年8月5日及び11月25日、営農型太陽光発電事業に関し、違反転用状態のもの等に対し一時停止措置を講じた。
- 今後も、両省庁で連携の上、随時、関係法令に違反する事業者等には、厳格な対応を講じていく。

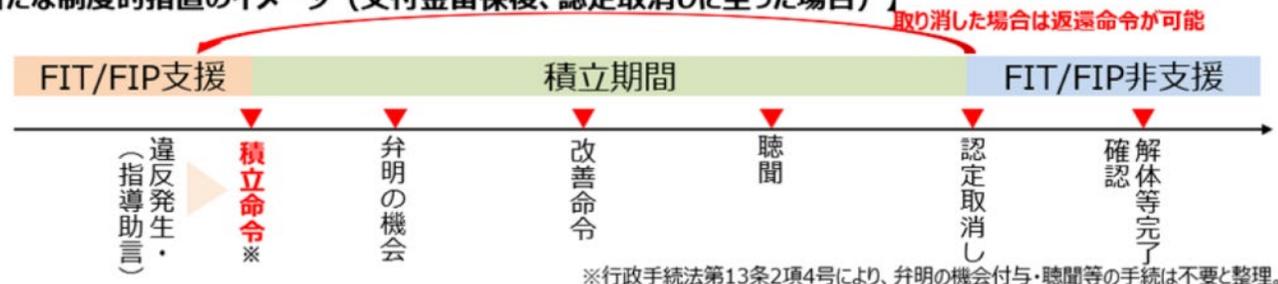
### 措置の概要

資源エネルギー庁は、農林水産省の情報提供を基に、営農型太陽光発電事業に関する次の事案に対し、FIT/FIP交付金の一時停止措置を講じた。

#### 措置対象（違反転用状態のもの）

1. 下部農地での営農が適切に継続されていない又は一時転用許可満了後も設備が撤去されないとして、農地転用許可権者から是正勧告や原状回復命令が出され違反転用状態のもの（15件/6事業者）【令和6年8月5日分】
2. 営農型太陽光発電事業について、農地法に基づく一時転用許可の期間満了後も設備が撤去されない又は一時転用許可が取得されずに太陽光発電設備が設置されているもの（14件/7事業者）【令和6年11月25日分】

#### 【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



- 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会にて、食料・農業・農村基本計画の議論が進められ、令和7年4月11日（金）に閣議決定されたところ。
- 同計画において、営農型太陽光発電は望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとなっている。

## ● 食料・農業・農村基本計画 抜粋

### イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、**営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。**

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

# 「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」における主な意見

- 農林水産省においては望ましい営農型太陽光発電の指標を整理するため、令和7年5月に有識者会議を設置。
- 実際に営農型太陽光発電に取り組む事業者も交え、将来にわたり地域・農業と共生することが見込まれる望ましい営農型太陽光発電について議論を行っている。

## <検討会における主な意見（論点別）>

### 生産性

- ・水稻においては、減収を2割程度に抑えられる遮光率は30%程度であるといった知見が蓄積されつつある。
- ・効率的な機械作業を考えれば高さは3メートル以上、支柱間隔は4～5メートル必要。機械の大きさから、適正な支柱間隔等は設定できる。

### 品目

- ・地域で栽培されている品目であるか、作物の販売等が行われるかが重要なポイント。
- ・食料安全保障の観点からも、対象とする栽培品目を食用作物とすることは重要。
- ・全国的に栽培実績のある米・麦・大豆以外でも、都道府県が指定する品目は容認するなどの考え方もある。

### 生産者

- ・農業で収入を得ようとする動きが見られない者は、認めるべきではない。
- ・発電事業を行う手段として農業に参入した者が多い。
- ・営農者が発電事業を行う場合でも、農業生産を含めて経営感覚をもった人材がいないと持続的な取組とならない。

### 地域共生

- ・行政計画において位置づけられた営農型太陽光発電設備であれば、地域との共生や合意形成がされていると評価してよいのではないか。
- ・営農者への利益還元として協力金が支払われる事例は多く、また協力金以外にも様々な地域貢献の形が考えられる。

# 望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

## 望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

### 営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること  
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持される取組であること
- 発電事業者だけでなく、農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

### 基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

- ① 発電設備に関すること ⇒ 将来にわたり一般的な農業が可能な設備であることを担保
  - ・遮光率が30%未満であること
  - ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高、支柱間隔） 等
- ② 営農に関すること ⇒ 適切な営農が確実に継続されることを担保
  - ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
  - ・(営農者)栽培する品目について一定以上の生産・販売実績等を有している者であること
  - ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること  
(遮光環境下で一定の収量確保が確認されており食料安全保障にも資する米・麦・大豆が推奨品目)
  - ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等
- ③ 地域との共生に関すること ⇒ 地域の合意形成や利益還元のあり方を明確化
  - ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
  - ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
  - ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
  - ・撤去費用の確保が確実であること 等

### 制度見直しの検討方向（案）

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化

- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるよう関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

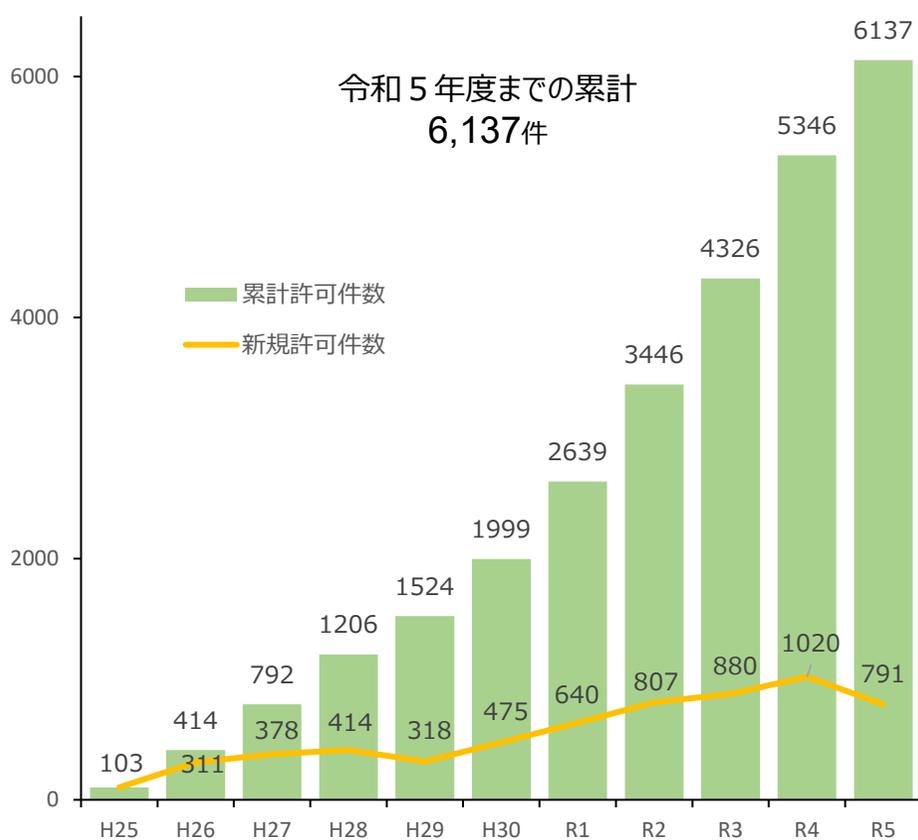
## 參考資料

---

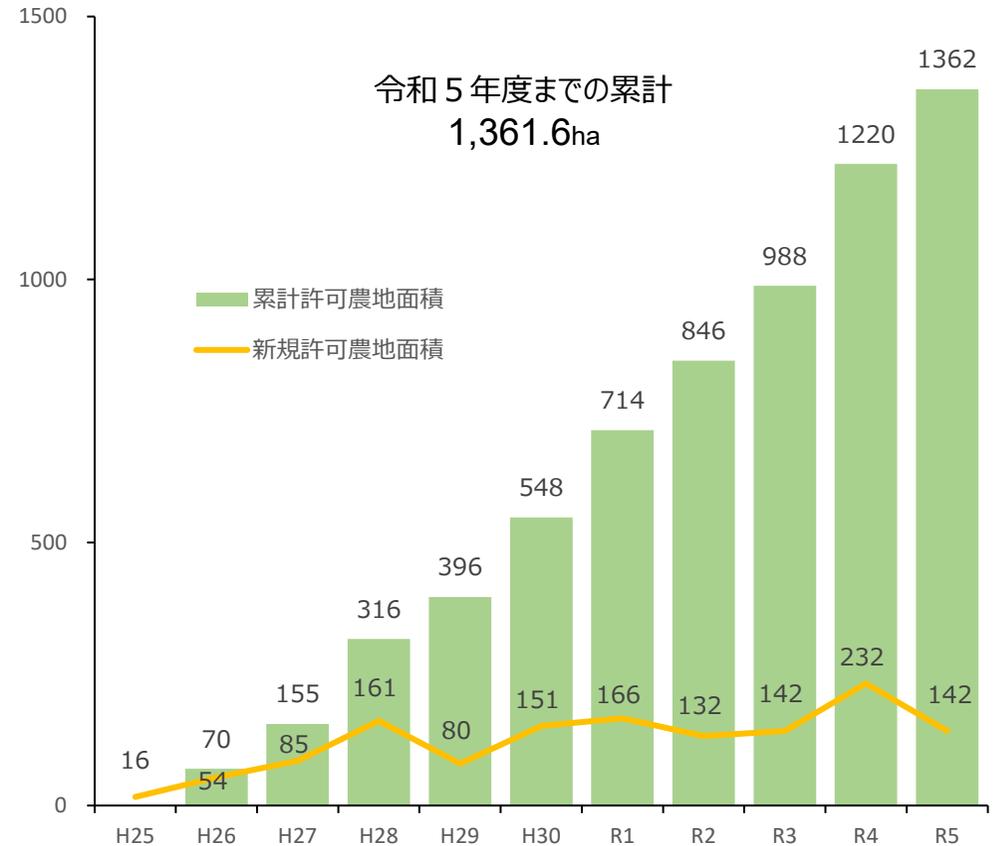
# 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和5（2023）年度までに6,137件、その発電設備下部の農地面積は1,361.6ha。

営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数



営農型太陽光発電設備下部の農地面積

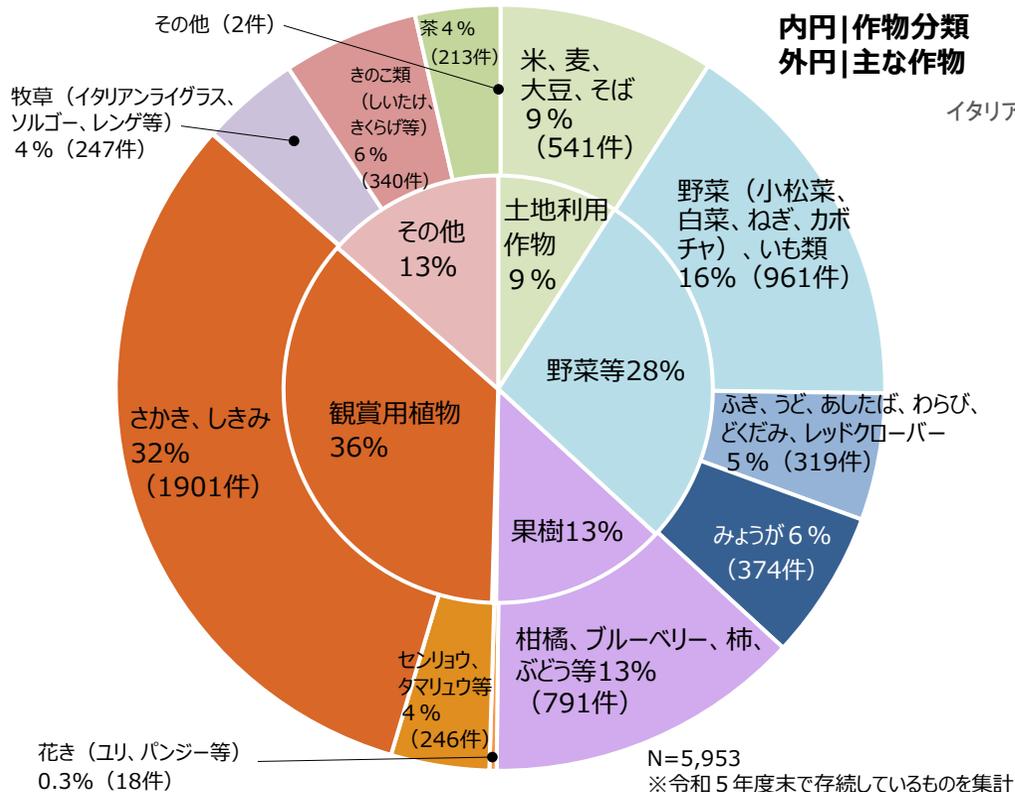


資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和5年度末現在）（令和7年12月農林水産省農村振興局）を基に作成

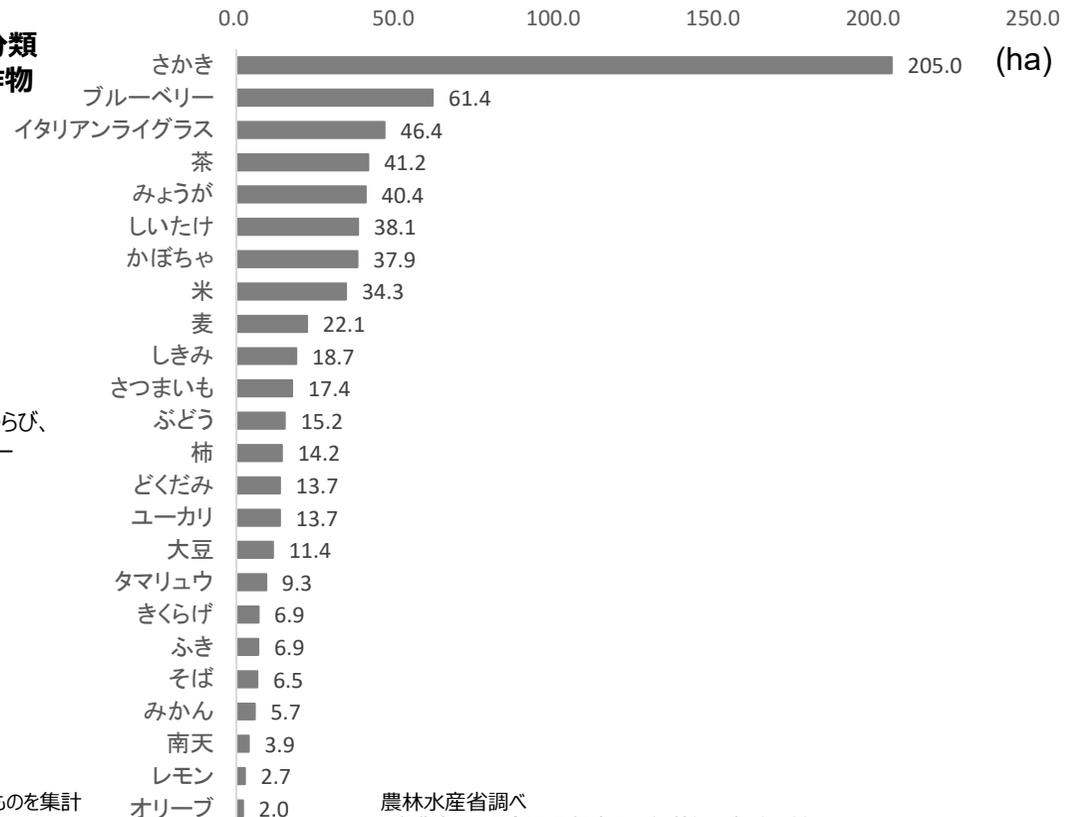
# 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、観賞用植物が36%（2,147件）と最も多く、次いで、野菜等が28%（1,654件）、果樹が13%（791件）の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが32%（1,901件）、みょうがが6%（374件）となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。

下部農地での栽培作物（件数別）



下部農地での栽培作物（面積上位20品目）



農林水産省調べ

・事業者による令和5年度の取組状況の報告を基に、

設備下の栽培作物の傾向を整理したもの

・未作付の場合や複数種の作物が作付されている場合は集計の対象外

# 営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

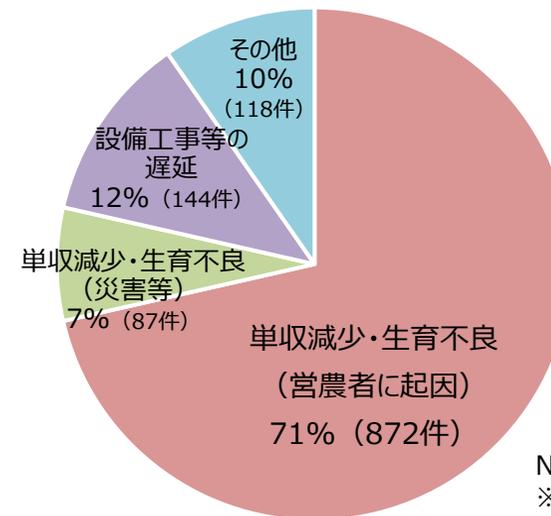
- 令和5年度末において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は24%（1,221件）となっており、前年度と比較して2%上昇（294件増）した。
- 支障の内容をみると、単収減少・生育不良（営農者に起因するもの）が71%（872件）となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。

下部農地での営農への支障の割合（令和5年度末）

営農型太陽光発電設備数	5,167件 (4,189件)
うち支障あり	1,221件 (927件)
割合	24% (22%)

※令和5年度末で存続しているものを集計。  
ただし、施設整備が未完了であるものが多い  
令和5年度新規許可分は除外  
※括弧内は令和4年度末実績

営農への支障の内容（令和5年度末）



N = 1,221  
※令和5年度に営農に支障があったと回答したものを集計

単収減少・生育不良（営農者に起因）	営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
単収減少・生育不良（災害等）	台風等の災害、営農者の病気等により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
設置工事等の遅延	営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったこと等によるもの。
その他	支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

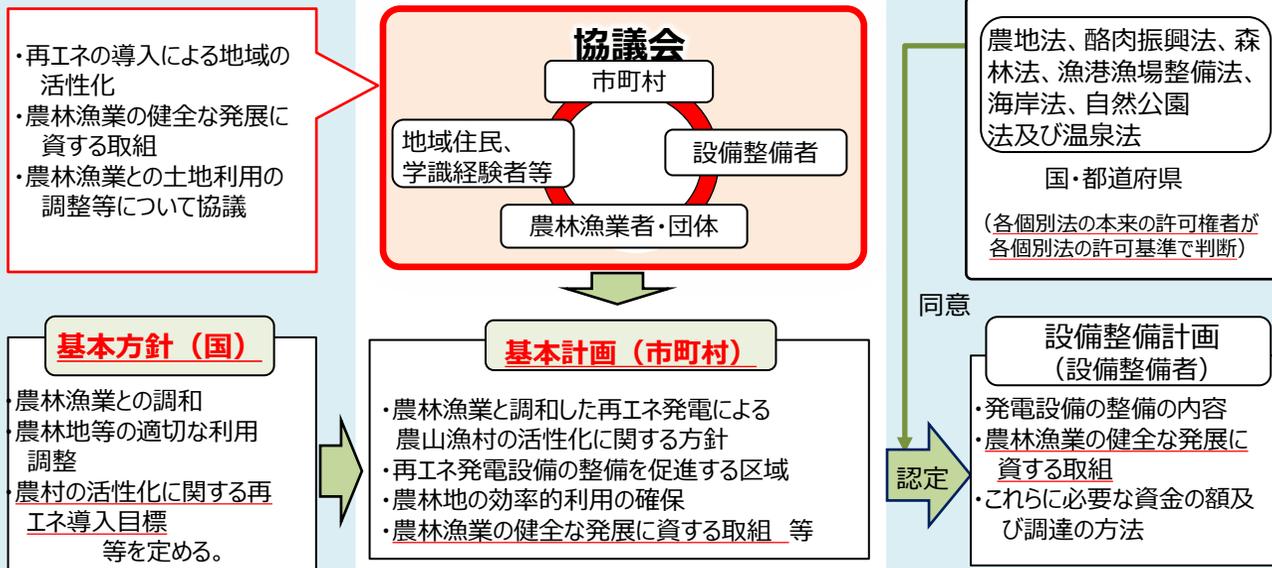
# 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 平成25年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。（平成26年5月1日施行）
- 本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
- 食料生産や国土保全等の農山漁村が保有する重要な機能の発揮に支障を来すことがないように、農林地等の利用を適切に行うとともに、再エネ導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する枠組みを構築。

## 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



## 3. 認定された設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法等の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）
- ② 地域資源バイオマス発電設備に係るFIT制度上の出力制御ルールの特典
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等について第1種農地の転用不許可の例外等

## 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言



メガソーラー対策パッケージの実行に向けた関係省庁連絡会議  
(森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化)



令和8年3月25日  
林野庁治山課

# 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく**保安林制度**や**林地開発許可制度**等により、森林の保全と適正な利用を図っている。
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、**保安林**に指定し、開発行為を厳しく規制する一方で、規制に伴う損失補償や税制の優遇を措置。
- 保安林以外の民有林における開発行為については、森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、都道府県知事権限の**林地開発許可制度**により規制。

## ● 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

### 森林法の目的

- 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

### 森林を保全する規制制度

#### 保安林制度

( = 公益的機能の発揮が  
特に求められる森林 )

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
- 規制に伴う損失補償や税制の優遇措置。

※ 保安林解除は、他に適地を求めることができないこと等が要件となるため、太陽光発電設備の設置目的では解除しない。

#### 林地開発許可制度

( = 保安林以外の民有林  
(普通林) )

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の民有林における開発行為を規制。

太陽光発電設備の設置 : 面積0.5ha超  
その他の開発行為 : 面積1.0ha超 など

## ● 森林法に基づく開発規制や手続の区分

保安林 ( = 公益的機能の発揮が 特に求められる森林 )	普通林 ( = 保安林以外の 民有林 )
<b>保安林の 指定・解除</b> (大臣又は 知事権限)	一定規模を超える場合 <b>林地開発許可</b> (知事権限)
<b>保安林内 作業許可</b> (知事権限)	一定規模を超えない場合 <b>伐採届</b> (市町村長権限)

# 林地開発許可制度の概要

- 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での一定規模を超える開発行為については、**都道府県知事の許可**が必要（自治事務）。
- 許可に当たっては、**災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件**を満たすことが必要であり、防災施設の設置等の措置が講ぜられることが許可基準。

## ■ 林地開発許可の対象となる森林

- 地域森林計画の対象となる私有林（保安林等を除く）

- ※ 国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ※ 地域森林計画は都道府県知事が策定

## ■ 林地開発許可の対象となる開発行為

- 土石の採掘や林地以外への転用などの**土地の形質の変更を行う行為**のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ**次の規模を超えるもの**

- ・道路の新設又は改築：面積1haかつ幅員3m
- ・**太陽光発電設備の設置：面積0.5ha**
- ・**その他の開発行為：面積1ha**

開発行為の例) 住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電設備 など

## ■ 監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、**中止命令や復旧命令の監督処分**を実施
- 監督処分に従わない場合等には、**告発や行政代執行**を実施

## ■ 罰則

- **3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金**

## ■ 林地開発許可の審査

- 都道府県知事は、申請が以下の要件を満たしているときに限り許可

### 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

- ▶ 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

### 水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

- ▶ 洪水調節池の適切な設置等

### 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

- ▶ 貯水池や導水路の適切な設置等

### 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

- ▶ 残置森林等の適切な配置

- 都道府県審議会、関係市町村長の意見聴取

# 太陽光発電に係る林地開発許可制度の許可基準等の見直し

(令和元年度及び令和4年度)

太陽光発電に係る林地開発の特殊性等を踏まえ、森林での設備設置による災害等への影響に関するデータや、検討会での有識者による意見等に基づき、許可基準等を見直し（令和元年度・令和4年度）。

- ❑ 太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえ、これまでの基準より大規模な排水施設を整備すること、残置森林を周辺部や尾根部に配置することなど、太陽光発電に係る許可基準の運用を整備。
- ❑ 太陽光発電に係る小規模林地開発における災害発生状況に関するデータに基づき、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発に係る許可を要する規模を面積1ha超から0.5ha超に引き下げ。
- ❑ 林地開発における災害発生状況や近年の降雨形態の変化等を踏まえて、より強い雨量強度へ対応する防災施設の整備等の許可基準の運用を見直し。

## 令和元年度見直し（新規通知：令和元年12月24日施行）

### 太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた見直し

#### 【主なもの】

- ① **平均傾斜度が30度以上の自然斜面**である場合に、擁壁又は排水施設等の**防災施設を確実に設置**
- ② 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる**流出係数を0.9～1.0と設定**
- ③ 残置森林及び造成森林を合わせた森林率をおおむね25%（うち、**残置森林率はおおむね15%**）以上とし、**原則として周辺部に配置するとともに、尾根部については原則として残置森林を配置**

など

## 令和4年度見直し（政省令、通知改正：令和5年4月1日施行）

### 林地開発における災害発生状況や近年の降雨形態の変化等を踏まえた見直し

#### 【主なもの】

- ① 太陽光発電設備の設置に係る許可を要する規模を**面積1ha超から0.5ha超に引き下げ**
- ② 許可申請者に対し、**防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を証する書類添付を義務付け**
- ③ 排水施設や洪水調整池の**設計雨量強度の基準の強化**とともに、**防災施設の先行設置を許可条件に例示**
- ④ 緑化措置について、**一定期間の経過観察の後に植生の定着等を確認**

など 4

# 林地開発許可制度の実効性の強化（令和7年森林法改正）

- **林地開発許可制度の実効性の強化**のため、令和7年5月に森林法を改正（令和8年4月1日施行）し、**許可条件違反に対する罰則**や**命令違反者の公表に係る仕組み**を措置。
- 法改正を踏まえ、**制度の運用に係る内容を、技術的助言として都道府県宛てに通知**。

## 改正に至った事例

### ■ 許可条件違反により、災害が発生した事例

A県における太陽光発電設備の設置において、許可条件に防災施設の先行設置を付していたが、防災施設と同時に伐採とパネル設置を進めたため、土砂が流出し周辺道路・水田に被害。



**許可条件違反に対する罰則**を新設  
（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

## 改正に至った事例

### ■ 違反状態にある土地がそれを知らない者に売却され、違反状態の解消が困難となることのであった事例

B県で工場等用地の開発が無許可で行われ、県は違反者に中止等を求め、開発は中止。その後、土地売却の話が出たため、県は違反者の了解を得た上で購入検討者に違反の事実を伝えた結果、購入検討者は違反状態のままの購入を断念。

県が違反状態の事実を伝えなければそのまま購入した可能性。

都道府県知事が、**開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表可能とする仕組み**を新設

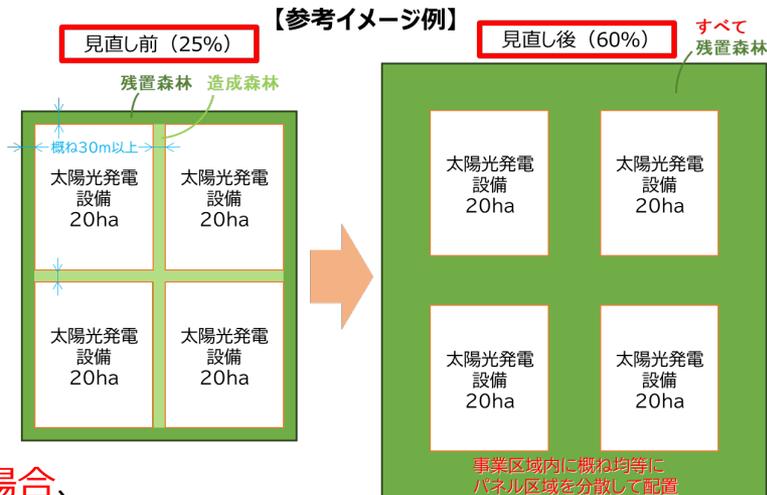
# 大規模太陽光発電に係る林地開発許可制度の許可基準等の見直し (令和7年度)

「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」（令和7年12月23日関係閣僚会議決定）を踏まえ、検討会での有識者による意見等に基づき、**大規模太陽光発電に係る林地開発の許可基準等を見直し**（令和7年度）。**技術的助言として都道府県宛てに通知**。

## ➤ 大規模太陽光発電設備の設置に係る残置森林率等の引き上げ

### 改正前の主な内容

- ・ 残置及び造成による森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%）以上
- ・ 事業区域内の開発行為に係る森林面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置
- ・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置



従来の許可基準に加え、**開発行為に係る森林面積が40ha以上の場合、**

- ・ **残置森林率はおおむね60%以上（すべて残置森林）**とする。
- ・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、**事業区域内に概ね均等にパネル区域を分散して配置**する。

## ➤ 市町村長による開発行為における利害関係者への意見聴取

森林法第10条の2第6項に基づき都道府県知事が関係市町村長の意見を聴くに当たっては、**市町村長は必要に応じて開発行為によって影響を受ける者の意見を聴取**する。

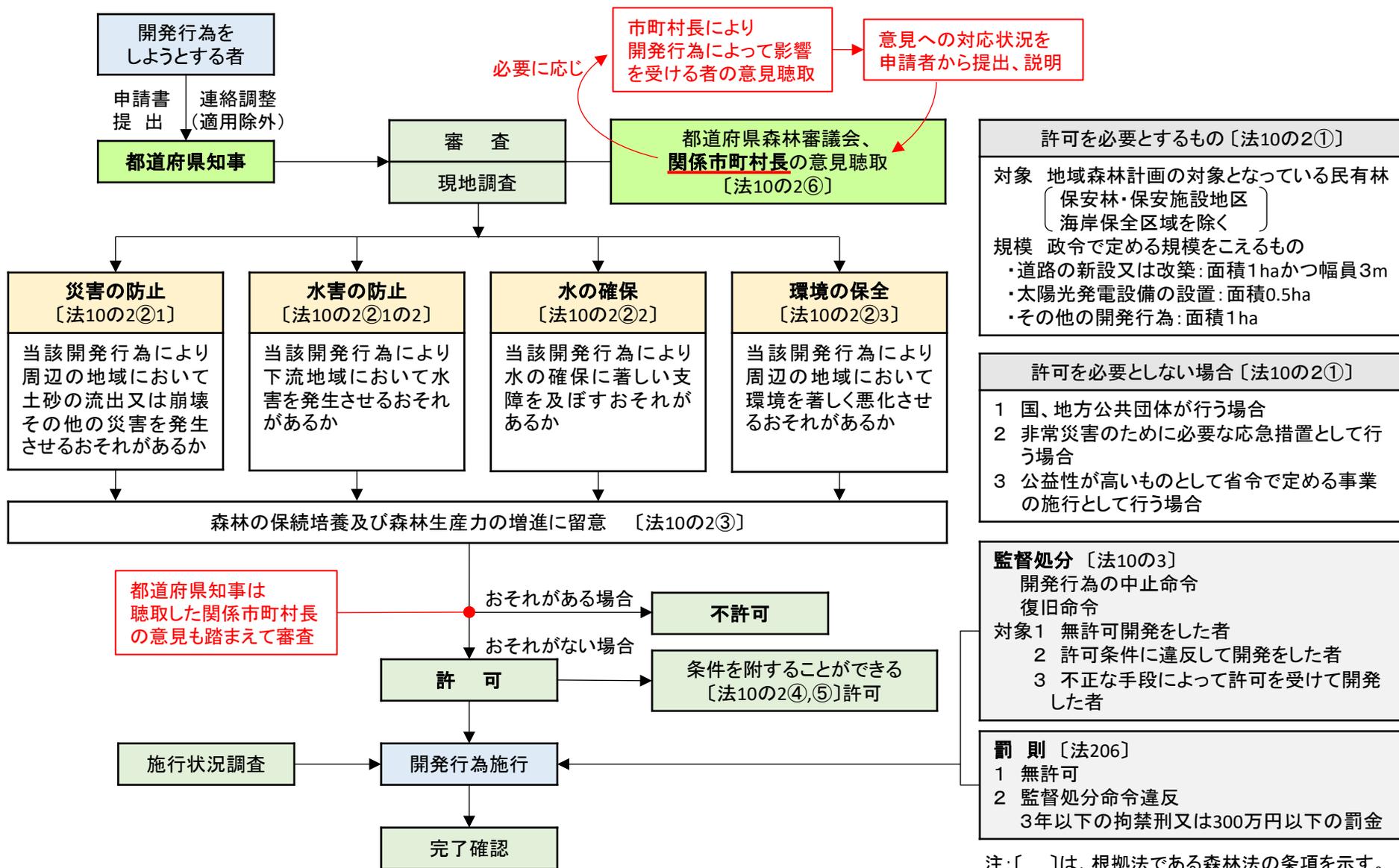
## ➤ 許可後の長期間未着手又は開発行為未完了案件への対応

許可処分を受けた開発行為が長期間未着手などの場合においては、適正な開発が困難になるおそれがあるため、**事業者**に廃止届といった必要な手続を取らせるなど、**許可権者により適切に対応**する。

# 【参考】

# 林地開発許可制度の体系図（追加イメージ）

※ 赤字箇所：追加事項



**許可を必要とするもの〔法10の2①〕**

対象 地域森林計画の対象となっている民有林  
〔保安林・保安施設地区〕  
〔海岸保全区域を除く〕

規模 政令で定める規模をこえるもの

- ・道路の新設又は改築:面積1haかつ幅員3m
- ・太陽光発電設備の設置:面積0.5ha
- ・その他の開発行為:面積1ha

**許可を必要としない場合〔法10の2①〕**

- 1 国、地方公共団体が行う場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 公益性が高いものとして省令で定める事業の施行として行う場合

**監督処分〔法10の3〕**

開発行為の中止命令  
復旧命令

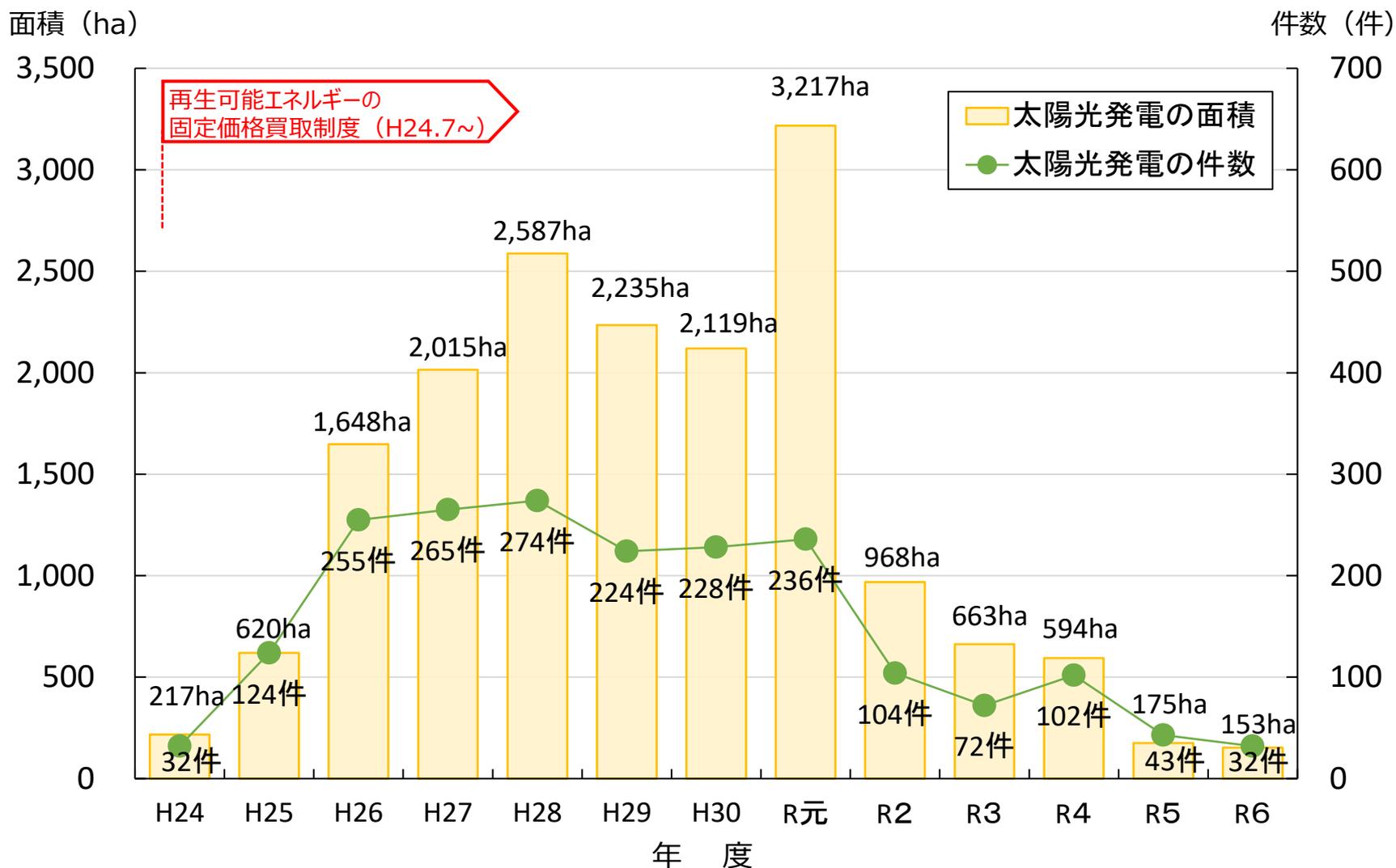
対象1 無許可開発をした者  
2 許可条件に違反して開発をした者  
3 不正な手段によって許可を受けて開発した者

**罰則〔法206〕**

- 1 無許可
- 2 監督処分命令違反  
3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

注:〔 〕は、根拠法である森林法の条項を示す。

# 【参考】 近年の太陽光発電に係る林地開発許可の件数及び面積



# 【参考】 林地開発許可処分及び許可制の適用されない開発行為 (連絡調整に係るものを含む) の開発目的別の推移

